

許 可 証

令和3年1月22日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和 3 年 2 月 22 日

千歳市長 山口 幸太郎



千 管 総 許 可 第 38 号

(表示 : 千 歳 市 許 可 第 38 号)

事 業 者 名	リサイクルファクトリー株式会社 代表取締役 本村 信人
住 所 又 は 所 在 地	(本店) 札幌市中央区南4条東5丁目1番地9 (支店2) 北海道千歳市中央690番1
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	事業系一般廃棄物 (事業所内から出る空缶、ペットボトル、弁当ガラ、紙くず、木くず、すき取り物、刈草、動植物性残渣、農業関係から出る作物残渣とし、いずれも産業廃棄物に該当しないものに限る)
収 集、運 搬 及 び 処 分 の 別	収集・運搬
営 業 の 区 域	千歳市内
許 可 期 間	令和 3 年 3 月 1 日 ~ 令和 5 年 2 月 28 日
許 可 条 件	関係法令、千歳市廃棄物の処理等に関する条例及び規則等を遵守すること。

様式第2号（第6条関係）

収集運搬業
一般廃棄物 許可証
~~処分業~~

許可番号	第519号
営業所（処分業にあつては処理場）の所在地又は住所	札幌市中央区南4条東5丁目1番地9号
営業所（処分業にあつては処理場）の名称	リサイクルファクトリー 株式会社
事業の区分	一般廃棄物収集運搬業
営業の区域	長沼町・南幌町・由仁町
許可の有効期限	令和6年3月31日
許可条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例及び条例施行規則を遵守すること。

南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則第6条の規定により、上記のとおり許可する。

令和4年 4月 1日

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦





別記第 1 3 号様式(第 2 0 条関係)

一般廃棄物 収集運搬業 許可証
~~処 分 業~~

許 可 番 号	北広環境指令第 248 号
営業所(処分業にあつては 処理場)の所在地又は住所	北広島市西の里 9 0 1 - 1
営業所(処分業にあつては 処理場)の名称	リサイクルファクトリー株式会社 北広島事業所
事 業 の 区 分	一般廃棄物収集運搬業
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 木くず(伐採木・剪定枝・伐根・流木)、刈草、すき取り物に限る。
営 業 の 区 域	北広島市内
許可の有効期限	令和 3 年 9 月 1 2 日から令和 5 年 9 月 1 1 日
許 可 条 件	関係法令を厳守し、適正に一般廃棄物の収集運搬業 を行うこと。

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 4 0 条第 2 項の規定により、
上記のとおり許可する。

令和 3 年 9 月 7 日

北広島市長 上 野 正 三

